

○筑紫野市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定
等に関する規則

平成18年3月31日規則第24号

改正

平成19年5月11日規則第24号

平成20年3月17日規則第9号

平成21年8月18日規則第40号

平成24年2月23日規則第3号

平成25年2月13日規則第5号

平成28年3月31日規則第8号

令和6年11月22日規則第28号

筑紫野市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定
等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定又は指定の更新の申請等)

第2条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項若しくは第115条の12第1項又は第78条の12若しくは第115条の21の規定による申請は、介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式（令和5年厚生労働省告示第331号。以下「様式告示」という。）別紙様式第2号(1)又は別紙様式第2号(2)により行うものとする。

2 市長は、前項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定又は指定の更新をしないものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が事業主又は役員となっている事業者

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者

ア 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団がその運営を支配している事業者

イ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している事業者

ウ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している事業者

エ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している事業者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している事業者

3 市長は、第1項の申請があった場合においてこれを審査し、指定又は指定の更新についての可否を決定したときは、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定・指定更新可否決定通知書（様式第1号）により申請者に通知するものとする。

4 法第78条の2第1項の規定により指定又は法第78条の12の規定により指定の更新を受けた者は、指定地域密着型サービス事業所指定書（様式第2号）を、法第115条の12第1項の規定により指定又は法第115条の21の規定により指定の更新を受けた者は、指定地域密着型介護予防サービス事業所指定書（様式第3号）を当該指定又は当該指定の更新を受けた事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（変更の届出等）

第3条 法第78条の5第1項又は第115条の15第1項の規定による届出は、様式告示別紙様式第2号（4）又は別紙様式第2号（5）により行うものとする。

2 法第78条の5第2項又は第115条の15第2項の規定による届出は、様式告示別紙様式第2号（3）により行うものとする。

（指定の辞退）

第4条 法第78条の8の規定による指定の辞退は、様式告示別紙様式第2号（6）により行うものとする。

（指定の取消し等）

第4条の2 市長は、第2条第3項の規定により指定又指定の更新を受けた事業者が同条第2項の各号のいずれかに該当することが判明したときは、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定又は指定の更新を取り消すことができる。

2 前項又は法第78条の10の規定による指定の取消し又は期間を定めてその指定の全部又は一部の効力の停止（以下「指定の取消し等」という。）は指定地域密着型サービス事業所指定取消等通知書（様式第4号）により行い、前項又は法第115条の19の規定による指定の取消し等は指定地域密着型介護予防サービス事業所指定取消等通知書（様式第5号）により行うものとする。

(事業所情報の提供)

第5条 市長は、第2条第3項の規定による指定若しくは指定の更新、第3条若しくは第4条の規定による届出又は前条の規定による指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止(以下「指定等」という。)があったときは、都道府県、国民健康保険団体連合会その他の機関に対し、当該指定等に係る事業所に関する情報のうち、次に掲げる事項を提供することができる。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 当該事業所の指定の申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、住所及び生年月日
- (3) 指定、指定の辞退、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 介護保険事業所番号

(公示)

第6条 法第78条の11及び第115条の20の規定による公示は、法第78条の11各号及び第115条の20各号の措置に係る事業所に関する次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 介護保険事業所番号
- (2) 指定地域密着型サービス事業所又は指定地域密着型介護予防サービス事業所の名称及び所在地
- (3) 当該事業所の指定の申請者及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所
- (4) 指定、指定の辞退、指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日
- (5) サービスの種類

(申請等の手続における電子情報処理組織の使用)

第7条 第2条第1項、第3条又は第4条第1項の申請又は届出(以下「申請等」という。)は、厚生労働省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの(やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。)により提出するものとする。

(補則)

第8条 この規則に規定するもののほか、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年5月11日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月17日規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（施行期日前における準備行為）

- 2 この規則の施行前に、この規則の施行期日以後の筑紫野市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等の手続上必要な行為を行うことができる。

附 則（平成21年8月18日規則第40号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の筑紫野市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定は、平成21年5月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行日前に改正前の筑紫野市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定によりした処分、手続その他の行為は、この規則中にこれに相当する規定がある場合には、当該相当する規定によりしたものとみなす。

附 則（平成24年2月23日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年2月13日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和6年11月22日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）
様式第1号（第2条関係）

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所
指定・指定更新可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

筑紫野市長

印

年 月 日付けで申請のあった指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定・指定更新申請について、次のとおり決定しましたので通知します。

サービスの種類		
名 称		
所 在 地		
決定年月日	年 月 日	
指定の可否 ☐ 指定します ☐ 指定できません		
指定できない理由		
指定の条件		
備考		

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、筑紫野市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、筑紫野市（訴訟において筑紫野市を代表する者は筑紫野市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること、又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第2号（第2条関係）

第11編 保険・年金（筑紫野市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則）

様式第2号（第2条関係）

指定地域密着型サービス事業所指定書

年 月 日

筑紫野市長

印

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり指定します。

記

- 1 申請者の名称
- 2 代表者の職氏名
- 3 事業所の名称及び所在地
- 4 指定年月日
- 5 有効期限
- 6 介護保険事業所番号
- 7 サービスの種類

様式第3号（第2条関係）

第11編 保険・年金（筑紫野市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則）

様式第3号（第2条関係）

指定地域密着型介護予防サービス事業所指定書

年 月 日

筑紫野市長 印

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の12第1項の規定に基づき、下記のとおり指定します。

記

- 1 申請者の名称
- 2 代表者の職氏名
- 3 事業所の名称及び所在地
- 4 指定年月日
- 5 有効期限
- 6 介護保険事業所番号
- 7 サービスの種類

指定地域密着型サービス事業所指定取消等通知書

第 号
年 月 日

様

筑紫野市長 印

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の10並びに筑紫野市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則第4条の2第1項の規定により、下記のとおり（指定を取り消しました・指定の一部の効力を停止しました・指定の全部の効力を停止しました）ので通知します。

記

- 1 申請者の名称
- 2 代表者の職氏名
- 3 事業所の名称及び所在地
- 4 指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日
- 5 介護保険事業所番号
- 6 サービスの種類
- 7 指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の理由

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、筑紫野市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、筑紫野市（訴訟において筑紫野市を代表する者は筑紫野市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること、又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

指定地域密着型介護予防サービス事業所指定取消等通知書

第 号
年 月 日

様

筑紫野市長 印

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の19並びに筑紫野市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則第4条の2第1項の規定により、下記のとおり（指定を取り消しました・指定の一部の効力を停止しました・指定の全部の効力を停止しました）ので通知します。

記

- 1 申請者の名称
- 2 代表者の職氏名
- 3 事業所の名称及び所在地
- 4 指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の年月日
- 5 介護保険事業所番号
- 6 サービスの種類
- 7 指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止の理由

※ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、筑紫野市長に対して審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、筑紫野市（訴訟において筑紫野市を代表する者は筑紫野市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること、又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。